

横浜市物流等関連施設の管理運営

平成 27 年度事業計画書

横浜港埠頭株式会社

目 次

1. 管理執行体制	1
(1) 執行体制	1
(2) 事故発生時における体制	2
(3) 緊急連絡体制表	3
2. 指定管理業務計画書	3
(1) 年間業務計画	3
(2) 直営業務及び外部委託予定	5
(3) 防犯・防災対策	6
(4) 要望対応方針	7
(5) 研修計画	7
(6) その他（催事関係）	7
3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画表	8
4. 指定管理業務の範囲外（自主事業）	9
5. 最後に	9

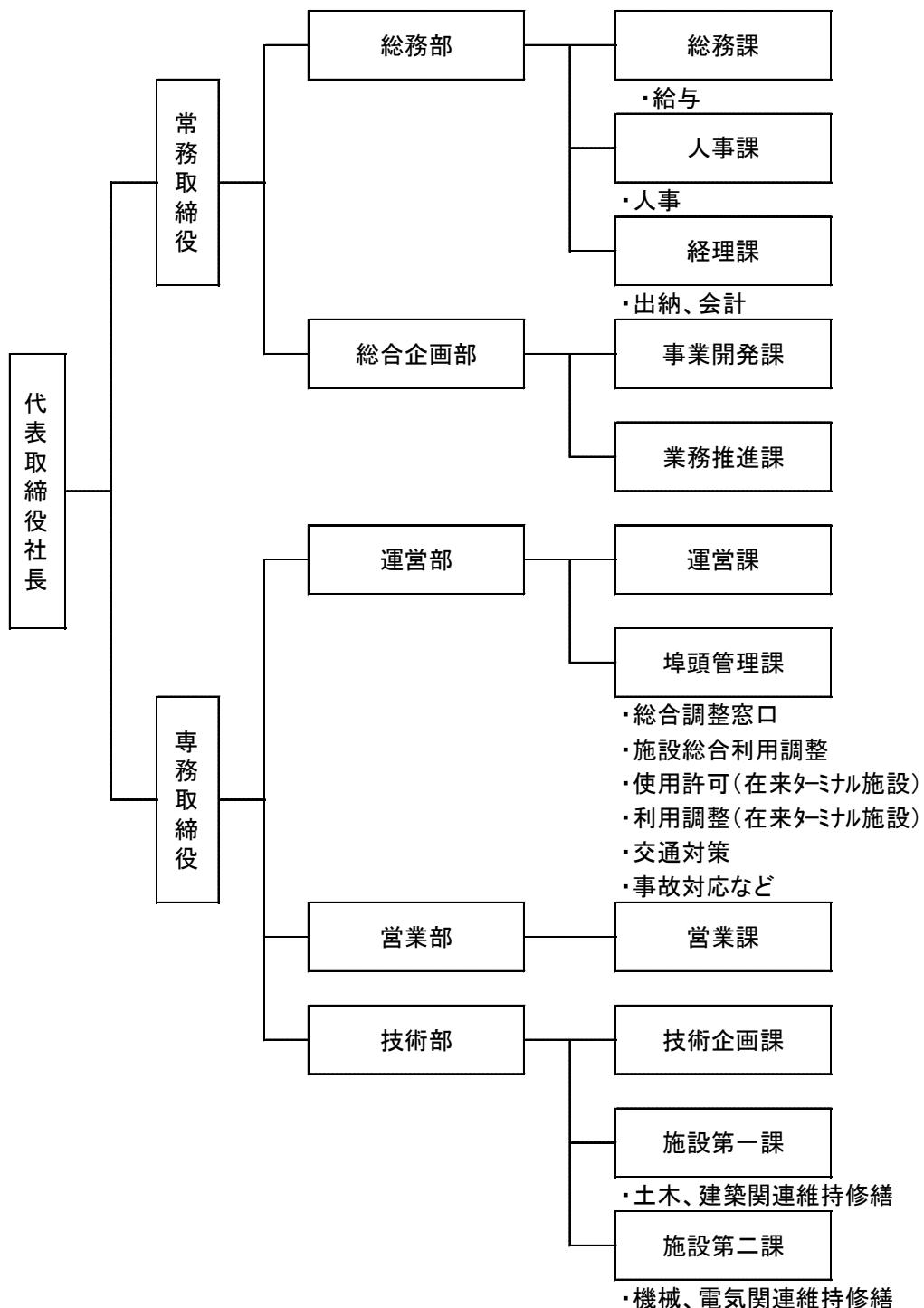
1. 管理執行体制

(1) 執行体制

指定管理者の業務となる「横浜市物流等関連施設」（以下「施設」という。）の管理運営については、次の体制で業務を執行するものとします。

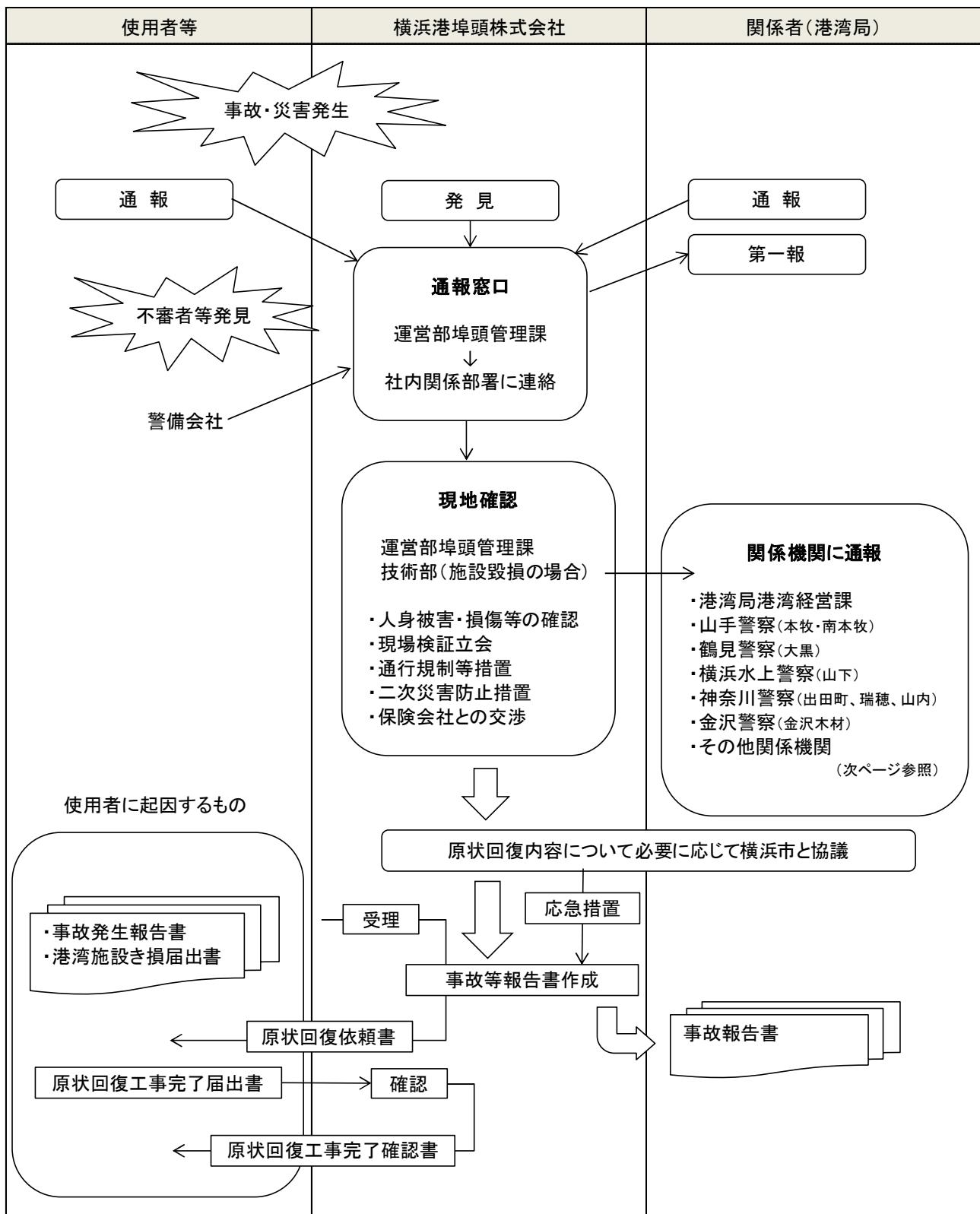
<執行体制図>

（平成 27 年 4 月現在）

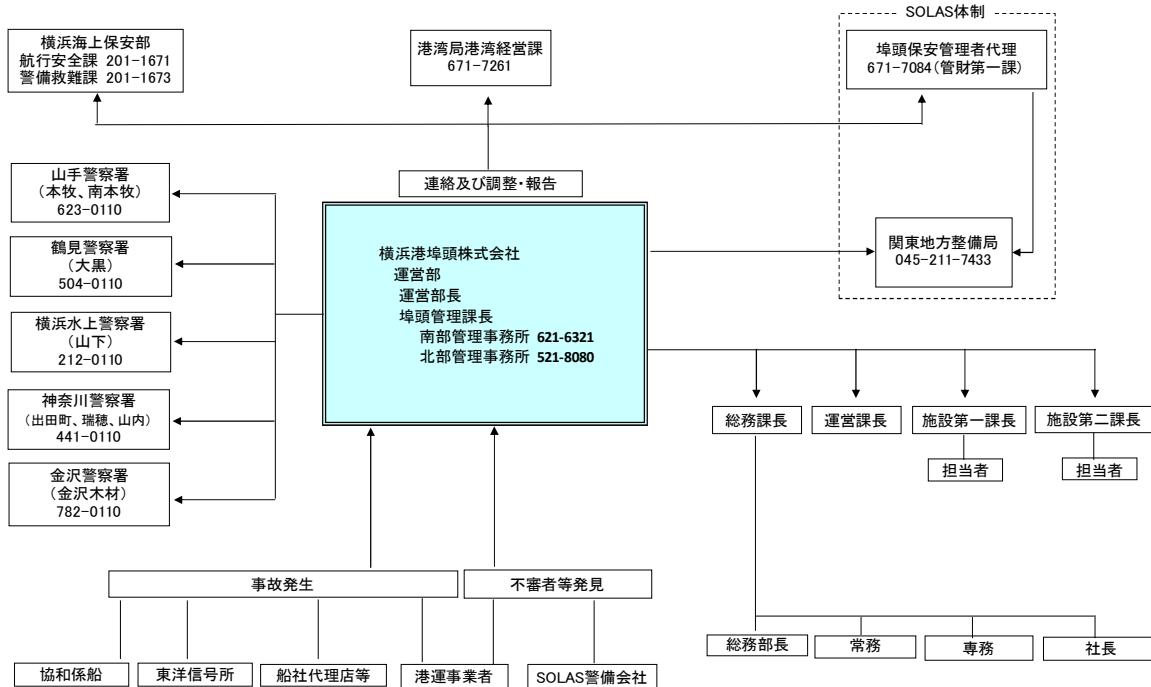


(2) 事故発生時における体制

緊急時の対応については、以下のフローにより対応することとします。



(3) 緊急連絡体制表



2. 指定管理業務計画書

(1) 年間業務計画

基本協定書に基づき、業務を執行するとともに、効率的に施設を運営していくために、以下の点を重点的に業務を進めていきます。

①一元的な管理運営について

指定管理をする在来貨物（完成自動車含む）取扱施設と、当社が保有・管理する施設との相互利用による補完関係の構築など、コンテナ・在来施設の効率的な一体的管理を実行し、「特例港湾運営会社」として担当部署と連携を図りながら、横浜港の活性化・利用促進を目指します。

②完成自動車対応について

上記事項の他、増加を続ける完成自動車および、建設機械等の輸送拠点としての地位の維持向上のため、指定管理施設（P3/4 バース・上屋・緑地等）の利用方法の見直し等、土地需要への対応などについての具体的施策に向けた分析・検討を行い、今後の完成自動車・建設機械等の更なる取扱い促進を目指します。

③管理施設の維持管理について

老朽化が進行する施設が多くありますが、当社で作成した「ふ頭別修繕カルテ」を利用した小破修繕計画を作成し、港湾局が実施する大規模修繕の計画と調整をしながら、より効率的な修繕を実施し、施設使用者に安全な荷役環境を提供していきます。

<計画概要>

年月	H27												H28		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 使用許可等に関する業務															
施設使用許可申請受付			
施設の利用実績とりまとめ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務															
小破修繕			
各種設備の保守点検	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
3. 施設の運営に関する業務															
ふ頭内調整業務			
施設の巡回業務			
上屋・道路・事務所の管理業務			
門衛・誘導・清掃業務			
港湾環境整備施設(緑地)管理業務			
緊急時の対応業務			
4. その他の業務															
(1) 食品販売届について			
(2) 電子申請の普及啓発			
(3) 港湾情報システムに関する業務			
法令関係研修（港湾行政実務研修派遣を含む）※年3回								
コンプライアンス研修									●						
個人情報保護研修								●							
人権研修									●						
第3期指定管理の申請及び基本協定締結に関すること							

(2) 直営業務及び外部委託予定

仕様書項目の主たる業務区分については次のとおりです。

仕様書の項目	業務区分		備考欄
	直営	外部委託	
1. 使用許可等に関する業務			
(1) 港湾施設関連（岸壁・係留施設・物揚場を除く）	○		
(2) 岸壁・係留施設・物揚場関連			
(ア) 受付業務（総トン数499t未満の船舶）	○		
受付業務（総トン数500tを超える船舶）		○	
(イ) 船席の調整・決定（総トン数499t未満の船舶）	○		
船席の調整・決定（総トン数500tを超える船舶）		○	
(ウ) 使用料の減免に関する業務	○		
(エ) 業務報告	○		
(オ) その他の業務	○		
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務			
(1) 建築施設			
(イ) 点検			
a 防潮扉の点検		○	
b シャッターの点検		○	
c 建築基準法第12条による点検等		○	3年に1回実施（H27年度実施）
(ウ) アスベスト繊維浮遊量測定		○	
(2) 建築機械設備			
(イ) 点検			
a 上屋等の浄化槽の点検		○	
b 上屋等の消防設備の点検		○	
c その他の建築機械設備全般の点検		○	
d 建築基準法第12条による点検等		○	毎年実施
(3) 電気施設			
(ア) 遠方監視及び遮断機操作		○	
(ウ) 点検		○	
(エ) 書類の作成	○		
(オ) 連絡調整	○		
(カ) 電気事故、故障の対応	○	○	
(キ) PCB使用機器の管理		○	
(ク) 大黒ふ頭T-4号上屋の太陽光発電設備の管理		○	
(5) 大黒ふ頭鉄鋼バース荷役機械			
(イ) 点検整備等		○	
(6) 出田町ふ頭上屋くん蒸設備及び冷凍機設備			
(イ) 点検整備等		○	
3. 施設の運営に関する業務			
(1) ふ頭内調整業務			
ア 時間外対応業務	○		
イ 施設・設備の安全状況の監視及び異常時の対応業務	○		
ウ 事故等の対応業務	○		
エ ふ頭関係者に工事内容及び交通規制の連絡周知、安全運転の要請実施	○		
オ ふ頭内における催事等についての対応	○		
(2) 施設の巡回業務	○	○	
(3) 上屋の管理業務			
ア 上屋の鍵の保管及び貸出し	○		
イ 施設の清掃指導	○		
ウ 施設の火災警備	○	○	
エ 防火管理に関すること	○		
(4) 道路の管理業務			
ア 特殊車両通行承認・重量物荷役機械通行協議	○		
イ 交通対策	○		
ウ 工事調整	○		
エ 信号機保守点検		○	
オ 道路補修の応急対応	○	○	
カ 自然災害時（風雨・降雪・高潮等）の対応	○		
キ 事故対応	○		
ク その他（港湾道路利用者に対する安全運転等の周知）	○		

(5)事務所の管理業務			
(ア)正面玄関（入口）の施錠業務	○		
(イ)警備業務		○	
(ウ)管理経費の費用按分及び徴収	○		
(6)門衛業務		○	
(7)誘導業務		○	
(8)清掃業務		○	
(9)港湾環境整備施設（緑地）管理業務		○	
(10)緊急時の対応業務	○		
4. その他の業務			
(1)食品販売届について	○		
(2)電子申請の普及啓発	○		
(3)港湾情報システムに関する業務	○		

(3) 防犯・防災対策

管理施設等※において、風水害・都市災害・地震災害等によって生じる災害の防災活動を次のとおり行います。

※管理施設等：管理施設、管理設備、管理物品

①災害時の対応

管理施設等に災害が発生する恐れがある場合等には、当社作成の「災害対策指針」に基づき災害対策本部を設置し、横浜市港湾局、関係機関や利用者と緊密に連携をとり、危険箇所の早期発見を行い、応急措置や復旧に向けて迅速かつ適切な対応をとります。

(防災体制)

種 別	名 称	発 令 基 準	対象役員及び対象社員
災害対策警戒本部 本部長 総務部長	第 1 号配備	風水害・都市災害等により、管理施設において災害発生が予想される場合	総務課長、庶務係長 運営課係長、 施設第一課係長 北部・南部管理事務所長
	第 2 号配備	風水害・都市災害等により、管理施設において災害が発生し始めた場合	総務部長、第 1 号配備社員、運営課長、施設第一課長、埠頭管理課長、総務課係長、経理課係長、総務課社員 2 名、運営課社員 2 名、埠頭管理課社員 2 名
災害対策本部 本部長 取締役社長	第 3 号配備	風水害・都市災害等により、複数の管理施設へ災害が発生した場合	専務、常務、総括理事、部長・課長・係長全員、各班社員
	第 4 号配備	風水害・都市災害等により、管理施設に災害が続発している場合、又は増大しつつある場合	全役員及び全社員

なお、埠頭管理課の対象社員は、各管理事務所に参集するものとします。

※ 横浜市臨港 6 区（鶴見・神奈川・西・中・磯子・金沢区）において、「震度 5 強」以上の地震が発生した場合には、第 4 号配備の体制を執るものとします。

②降雪対応

昨年度は平成 25 年度の大雪を契機に横浜市港湾局・大黒ふ頭連絡協議会と「大黒ふ頭の降雪時の対応」について役割分担を決定し、当社は降雪時の車両誘導や帰宅困難者について準備態勢を整えました。また、運用面では冬季の降雪対策として落雪による貨物への被害を避けるため、荷捌き地の一部を利用中止区域に設定、その間の代替地の提供や利用者調整を行い、利用者に不利益が発生しないよう努めました。本年度も引き続き、物流への影響を最小限にした体制を整えてまいります。

③日常の対応

日常業務として社員が行う巡回で、防災上問題になりそうな事項はないかチェックし、被害の未然防止に努めます。

また、港湾局、消防署、警察署及び関係団体等と合同で安全パトロールを定期的（1～2回/2ヶ月）に実施し、施設の不良箇所等の早期発見に努めるとともに、ユーザーからの要望や課題について適切に対処していきます。

(4) 要望対応方針

管理施設等の利用者と定期的に開催する会議、あるいは施設の巡回を通して、利用者から要望等を直接聴取し、港湾局各所管と協議のうえ、利用者と十分に調整して効率的な施設利用に努めていくこととします。

さらに、門衛業務や清掃業務など外部委託業者を通じて不具合箇所を把握することで効率的な施設利用に努めます。

(5) 研修計画

施設を効率的に運営するために必要な知識並びに関係法令に関し、必要な実務研修を実施していきます。

平成 27 年度研修（予定）

研修名	研修時期	回数	対象者
法令関係研修（港湾行政実務研修派遣を含む）	6～3月	3	実務者
コンプライアンス研修	10月	1	全社員
個人情報保護研修	10月	1	全社員
人権研修	11月	1	全社員

(6) その他（催事関係）

ふ頭内における催事等については、主催者と綿密な打合せを行い、ふ頭の業界関係団体や施設使用者へ情報提供及びふ頭内施設利用の調整を図り、対応していきます。主な催事関係は次のとおりです。
平成 27 年度主な催事関係（予定）

内容	対象エリア	実施時期
ザよこはまパレード（国際仮装行列）	山下ふ頭	5月
世界トライアスロンシリーズ横浜大会 エイジ大会	山下ふ頭	5月
RALLY TOKYO YOKOHAMA 2015	山下ふ頭	5月
横浜スパークリングトワイライト	山下、本牧、大黒ふ頭等	7月
神奈川新聞花火大会	山下、本牧、大黒ふ頭等	8月
横浜マラソン大会	山下、本牧ふ頭	未定

3. 指定管理業務に係る当該年度の収支計画表

**平成27年度
物流等関連施設管理運営事業 事業計画書**

単位:千円(消費税抜)

科 目	予算額
1. 指定管理収入	471,589
2. 利用者収入(共益費)	3,788
収益合計	475,377

単位:千円(消費税抜)

科 目	予算額
1. 埠頭管理課費用	144,611
①警備委託費	82,593
②清掃委託費	49,014
③その他委託費	2,095
④施設管理者賠償責任保険料	6,588
⑤緊急費用	4,321
2. 施設課費用	218,619
1) 土木	63,000
①維持修繕費	63,000
2) 建築	73,500
①維持修繕費	39,600
②委託費	33,900
3) 機械	32,119
①維持修繕費	13,000
②委託費	19,119
4) 電気	50,000
①維持修繕費	11,000
②委託費	39,000
3. 一般管理費等経費	15,273
4. 人件費	96,874
費用合計	475,377

4. 指定管理業務の範囲外（自主事業）

該当なし

5. 最後に

これまで当社は、横浜港における港湾コストの削減、利便性の向上などを推進し、横浜港の一層の国際競争力を図るため、物流関連施設の一元化を図ってまいりました。また、直接荷役状況を確認し的確な利用者ニーズに対応するため現場事務所を配置し、「現場力」をいかした港湾施設運営に取り組んできました。

これらの取組などにより、平成 25 年度の指定管理者第三者評価において「適正」という評価を得ており、引き続き利用者サービスの向上や、安全でスピード感のある安定的な管理運営を行って行きます。

平成 27 年度は第二期指定管理期間（5年間）の最終年度となるため、第三期指定管理期間（平成 28 年度～32 年度）に向けた、更なるサービス向上につなげるための助走期間であることを意識し、当社保有施設及び在来施設一体利用、大黒ふ頭の完成自動車及び建設機械等の輸送拠点としての地位の維持向上に向けた具体的な施策の検討をしていきます。また、老朽化した指定管理施設の維持管理手法の構築等の取り組みを行い、物流施設を効率的に管理運営し横浜港の更なる利用促進を図って行きます。

現在当社は、平成 24 年度から港湾局の現場事務所が撤退したことにより、最も利用者に近い立場で横浜港の物流施設の大半を最前線で管理運営し、横浜港における実質的な港湾の管理者としての埠頭管理業務を行っています。

第二期指定管理期間最終年度として、また第三期指定期間への助走期間として、当社しか出来ない「現場力」を最大限活かした横浜港の利用促進を目指して行きます。